

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画



令和3年3月

静岡県

はじめに



競輪や競艇、オートレースなどの公営競技やぱちんこ等については、多くの方が健全に楽しんでいらっしゃいます。

その一方で、それらにのめり込み、万が一ギャンブル等依存症を発症すれば、御本人やその御家族の日常生活や社会生活に大きな支障が生じるだけでなく、多重債務や虐待、自殺などの重大な社会問題につながる場合があります。

また、誰もがなり得るギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復が期待できる病気であるにも関わらず、そうした正しい理解が十分ではないために、必要な支援や治療が受け難い状況があります。

このため、本県は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、依存症対策を総合的に推進する「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念に、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策、ギャンブル等依存症の方及び御家族への支援、多重債務等の関連問題に関する施策との連携、アルコール、薬物等への依存に関する施策との連携を掲げています。

今後は、本計画に基づき、国、市町、関係事業者、医療機関、民間団体等と連携してギャンブル等依存症対策を推進し、誰もが健康で安心して暮らすことのできる「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり」を進めてまいりますので、県民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力を頂きました静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見を頂きました県民の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

静岡県知事 川勝 平太

目 次

I	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ、期間、基本的な考え方	2
3	国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務	3
4	ギャンブル等依存症とは	4
II	本県のギャンブル等をめぐる状況	
1	ギャンブル等の状況	5
2	ギャンブル等依存症問題の状況	6
III	ギャンブル等依存症対策の基本理念等	
1	基本理念	10
2	基本的な方向性	10
	(1) 発症予防	
	(2) 進行予防	
	(3) 再発予防	
	(4) 多重債務問題等への取組	
	(5) 基盤整備	
3	重点目標	12
	(1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防	
	(2) ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備	
IV	計画の体系	15
V	基本的施策	
1	発症予防	
	(1) 正しい知識の普及啓発	16
	(2) 教育の振興等	17
	(3) 不適切なギャンブル等への誘引防止	18

2 進行予防	
(1) 相談支援の充実	20
(2) ギャンブル等依存症に係る医療の充実等	21
3 再発予防	
(1) 社会復帰の支援	23
(2) 民間団体の活動に対する支援	24
4 多重債務問題等への取組	
(1) 多重債務問題への取組	25
(2) 違法なギャンブル等の取締り等の強化	25
5 基盤整備	
(1) 依存症対策の体制整備	26
(2) 人材の確保	26
(3) 調査研究の活用	27

VI 推進体制等

1 関連施策との有機的な連携	28
2 推進体制	28
3 進行管理	28

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 会長 長坂 和則

推進計画立案後記：「ギャンブル等依存症についての知識と情報の必要性」・29

【資料編】

1 相談先一覧	31
2 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画に係るアンケート調査	37
3 ギャンブル等依存症対策基本法	42
4 ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議	49
5 ギャンブル等依存症対策推進基本計画概要	51
6 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱	52
7 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員	53
8 静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過	54

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

私たちの生活の中では、多くの人が競輪、競艇、オートレースなどの公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、それらにのめり込み、ギャンブル等依存症と呼ばれる状態に陥ることにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障が生じるだけでなく、多重債務や犯罪等の重大な社会問題が生じる場合があります。

また、ギャンブル等依存症は、早期発見・早期介入により適切な治療や支援を受けることで回復が十分可能である一方、本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、治療及び支援に関する情報を入手しにくい等の理由により、ギャンブル等依存症である者やその家族が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。

こうした問題意識の下、国において、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が施行されました。

基本法では、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体に取り組むべき基本的施策等が示されました。

地方公共団体の責務として、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定、実施するとともに、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされました。

このような状況を踏まえ、本県では、総合的な対策を推進するため、国が平成31年4月に策定した「ギャンブル等依存症対策基本計画」を基本としつつ、県の実情に即した「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。

県は、本計画に基づき、国、市町、関係事業者、医療機関、民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策や多重債務問題等に対する取組を行うとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ、期間、基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定による都道府県計画として策定します。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(3) 基本的な考え方

本計画では、以下の基本的な考え方に基づき、ギャンブル等依存症対策を進めていきます。

① PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進

計画に定める基本的施策については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。

② 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、医療機関、行政機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的に取組を進めていくことが重要です。

このため、本計画においては、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な施策を実施します。

③ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。

このため、本計画においては、教育の振興、広報活動等を通じた知識の普及啓発、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に資する広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進していきます。

3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務

基本法では、国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務が定められています。

（１）国

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

（２）地方公共団体

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国と連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

（３）関係事業者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努める。

（４）国民（県民）

ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

（５）ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

4 ギャンブル等依存症とは

依存症とは、アルコールや薬物等の特定の物質を摂取することや、ギャンブル等やゲーム・インターネット等の特定の行為に、過度にのめり込むことにより、「やめたくても、やめられない」状態のことです。

依存症の種類は、大きく分けて「物質依存」と「プロセス依存」の2種類があります。ギャンブル等依存症は、特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめり込んでしまう「プロセス依存」にあたります。

基本法においては、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義しており、本計画においても同様に定義しています。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条第1項）

都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援
② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備
③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等
④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等
⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

(1) 県内の公営競技の状況

県内にある公営競技場は以下のとおりです。

競技	競技場名	競技施行者	2018年度売上 【単位：百万円】
競輪	静岡競輪場	静岡市	24,187
	伊東温泉競輪場	伊東市	15,409
モーターボート競走	ボートレース浜名湖	浜名湖競艇企業団	50,722
オートレース	浜松オートレース場	浜松市	11,232

※出典：KEIRIN.JP

BOAT RACE オフィシャルウェブサイト

オートレースオフィシャルサイト

(2) 県内の遊技場店舗等の状況

県内にある遊技場店舗等の状況は以下のとおりです。

	店舗数	機械設置台数			合計
		ぱちんこ 遊技機	回胴式 遊技機	スマート ボール等	
静岡県	280 店舗	76,393 台	48,920 台	11 台	125,324 台

※2019年12月31日現在

出典：全日本遊技事業協同組合連合会 HP

2 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症の状況

① 全国調査の結果

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)において、国内のギャンブル等依存症についての疫学調査が行われています。直近の調査(平成29年度)では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、成人の0.8%(約70万人)と推計されています。

静岡県の成人人口は約301万人(令和元年10月時点)であることから、約2.4万人はギャンブル等依存症が疑われる者がいると推計されます。

<全国調査の結果>

(平成29年度)

この調査では、全国300地点の住民基本台帳から無作為に対象者を抽出し、面接調査を実施しました。調査対象者数は10,000名であり、回答者数は5,365名(回収率53.7%)、ギャンブル等依存に関する調査項目(「SOGS」※1)における有効回答数は4,685名(有効回答率46.9%)でした。

	平成29年度 全国調査		(参考)
			平成25年度 全国調査
研究実施主体	日本医療研究開発機構(AMED) (久里浜医療センターに委託して実施。研究代表者:松下幸生 副院長)		厚生労働科学研究 研究代表者:樋口進 (久里浜医療センター院長)
調査方法	面接調査		自記式のアンケート調査
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より無作為に抽出		全国の住民基本台帳より無作為に抽出
調査対象者数	10,000名		7,052名
回答者数	4,685名(回答率 46.9%)		4,153名(回答率 58.9%)
ギャンブル等依存が疑われる者(SOGS(※1)5点以上、過去1年以内)	推計値	0.8%(0.5~1.1%)(※2) (32名/4,685名)(※3)	調査していない
	(内訳)(※4)パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	0.7%(0.4~0.9%) (26名/4,685名)	
ギャンブル等依存が疑われる者(SOGS5点以上、生涯)	推計値	3.6%(3.1~4.2%) (158名/4,685名)	4.8%(4.2~5.5%)(※2)
	(内訳)(※5)パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	2.9%(2.4~3.4%) (123名/4,685名)	調査していない

※1 SOGS (The South Oaks Gambling Screen) は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存のスクリーニングテストである。

※2 数値は年齢調整後の値。()内は95%信頼区間:同一の標本調査を100回行った場合、そのうち95回で推計値がこの範囲内となる区間

※3 ()内は実数

※4 過去1年以内に最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

※5 生涯を通じて最もお金を使ったギャンブル等の種別に関する内訳

② 本県の状況

本県における依存症別の医療機関数や患者数は下表のとおりになります。

ギャンブル等依存症により、本県の精神科病院に入院した患者数は一桁、1回以上医療機関を受診した外来患者数が54人となっています。

上記の全国調査におけるギャンブル等依存症が疑われる者の推計人数と比較して少ないことから、医療機関につながっていない方が多いことが考えられます。

	項目	アルコール		薬物		ギャンブル等	
		実数	人口十万人当たり	実数	人口十万人当たり	実数	人口十万人当たり
静岡県	入院診療している精神病床を持つ病院数	34	0.908	18	0.481	3	0.080
	外来診療している医療機関数	139	3.714	64	1.710	13	0.347
	精神病床での入院患者数	620	16.564	84	2.244	0-9	-
	外来患者数(1回以上)	1,788	47.769	287	7.668	54	1.443
全国	入院診療している精神病床を持つ病院数	1,515	1.186	709-711	0.556	97	0.076
	外来診療している医療機関数	5,690	4.456	2,486	1.947	539	0.422
	精神病床での入院患者数	27,802	21.770	2,416	1.892	280	0.219
	外来患者数(1回以上)	102,148	79.986	10,746	8.415	3,499	2.740

※ 平成29年度NDB（ナショナルデータベース）より

※ 実数が一桁の場合「0-9」と表示

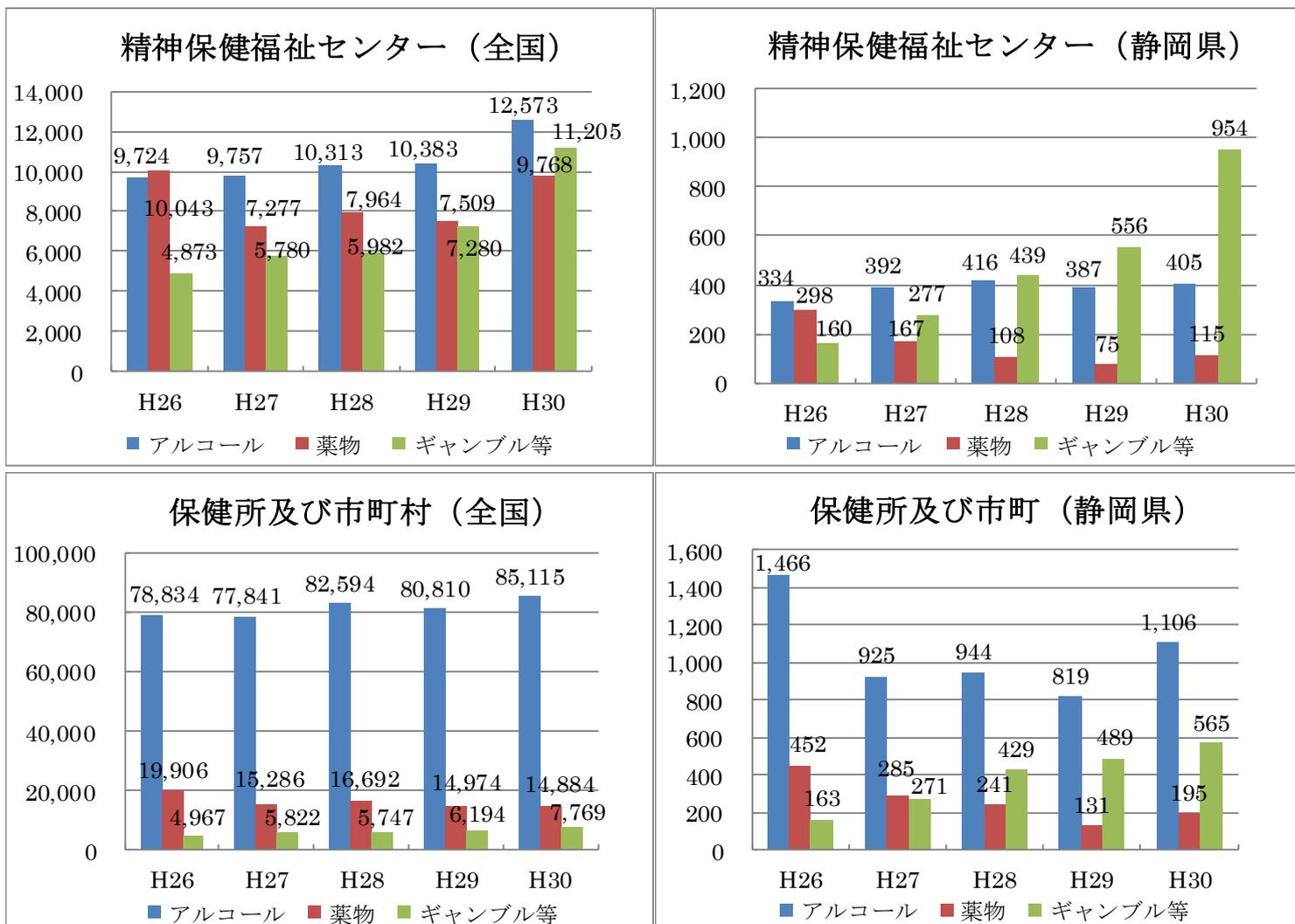
※ 診療実績の人口十万人当たりの指標値について、実数が一桁の場合は「-」と表示

(2) 依存症に関する相談状況等

静岡県において、ギャンブル等に関する相談については、精神保健福祉センターや保健所が中心となり行ってきました。

年度別の依存症問題に関する相談件数は次のとおりとなっています。

<平成 26～30 年度>



※ 県、静岡市及び浜松市の精神保健福祉センター及び保健所、市町の相談件数
 出典：衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告をもとに県が作成
 相談件数：来所＋訪問＋電話＋メールによる延べ件数

本県におけるギャンブル等依存症に係る依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関、依存症相談拠点については、次のとおりです。

(令和2年12月時点)

	依存症治療拠点機関	依存症専門医療機関	依存症相談拠点
静岡県	聖明病院（富士市） 服部病院（磐田市）	聖明病院（富士市） 服部病院（磐田市）	静岡県精神保健福祉センター
静岡市	令和3年度に指定	令和3年度に指定	静岡市こころの健康センター
浜松市	令和2年度に指定	令和2年度に指定	浜松市精神保健福祉センター

(3) 現状認識

本県においては、これまでギャンブル等依存症対策として、相談対応、回復支援プログラムの実施、依存症専門医療機関の選定等を行ってきました。

一方、ギャンブル等依存症が疑われる者の推計人数の約2.4万人に対して、本県の精神科病院に入院した患者数は一桁、1回以上医療機関を受診した外来患者数が54人（平成29年度）となっています。

また、ギャンブル等依存症に関する相談件数は1,519件（平成30年度、精神保健福祉センター、保健所及び市町における相談総件数）となっています。

これは、依存症が「否認の病」といわれ、本人が自分の置かれている状況や問題を認めないことに加え、ギャンブル等への依存はアルコールや薬物とは異なり、身体症状が現れないことから、本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくい特性があることや、治療を受けられる医療機関に限られ、治療及び支援に関する情報を入手しにくいこと等から、必要な治療や相談支援につながない状況が推測されます。

Ⅲ ギャンブル等依存症対策の基本理念等

1 基本理念

本計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

- ・ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することで、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。
- ・ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図ります。
- ・医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図ります。

2 基本的な方向性

(1) 発症予防

○正しい知識の普及・教育及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり

ギャンブル等にのめり込むリスクや、ギャンブル等依存症について正しく理解した上で、公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでもいける社会をつくるため、正しい知識の普及、教育の振興及び関係事業者による不適切なギャンブル等への誘引を防止する取組を促進します。

(2) 進行予防

○誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる連携体制づくり

精神保健福祉センター、保健所及び消費生活センター等が中心となり、ギャンブル等依存症問題の相談窓口を確保し、関係事業者、医療機関及び自助グループ等との連携により、適切な相談支援、社会復帰支援につなげる体制づくりを行います。

○医療の充実と連携の促進

地域においてギャンブル等依存症の専門的な治療ができる医療提供体制の整備を進めるとともに、依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関と一般医療機関等との連携を推進します。

(3) 再発予防

○ギャンブル等依存症である者が円滑に回復、社会復帰するための支援体制づくり

ギャンブル等依存症である者の回復及び社会復帰が円滑に進むよう、社会復帰に携わる支援者のギャンブル等依存症の理解を深めるとともに、自助グループ等の民間団体と連携して支援を進めていきます。

(4) 多重債務問題等への取組

○ギャンブル等依存症問題への取組の推進

ギャンブル等依存症が多重債務、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、多重債務問題における取組や違法なギャンブル等の取締りの強化により、ギャンブル等依存症問題への取組を推進します。

(5) 基盤整備

○ギャンブル等依存症対策に向けた体制の整備、人材の確保、調査研究

ギャンブル等依存症対策をより効果的に実施するため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により、依存症対策の基盤整備を図ります。

また、専門的な知識を有する人材の確保及び養成を図るとともに、国の実態調査等を活用し、本県におけるギャンブル等依存症対策の充実を図ります。

3 重点目標

重点目標 1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防

○現状と課題

- ① ギャンブル等依存症は、本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰もがなり得る可能性があること、適切な医療や支援により回復が可能であることなど、正しい知識が県民に十分に理解されていない状況です。このため、ギャンブル等による問題が生じて、依存症が原因であると本人や家族が気付かなく、周囲の理解も得にくいこと等から、適切な医療や相談窓口につながりにくいという課題があります。
- ② ギャンブル等依存症である者のギャンブル等の開始年齢は、20歳以下が多いことから、それにのめり込むプロセスや依存症に関する知識の普及について、大学生、新社会人等の青少年や若い世代への働きかけを行う必要があります。また、学校教育においては、これまで学習指導要領に記述がないため、ギャンブル等依存症に関する指導が十分でなかったという課題があります。
- ③ 関係事業者においては、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した広告・宣伝、ギャンブル等依存を生じさせない環境づくりに関する取組が重要です。

○課題に対する主な取組

- ① ギャンブル等依存症の知識に関するリーフレット等の配布、講演会の開催、ホームページ等での情報発信により、県民への知識の普及啓発に取り組みます。
- ② 新たに大学生・社会人となった者に対し、リーフレット等の配布や情報発信により、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に取り組みます。また、学校教育では、令和4年度以降の新高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）の中に、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることから、その実施に向け、適切に対応します。
- ③ ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、本人・家族申告によるアクセス制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、不適切なギャンブル等への誘引防止に取り組みます。

重点目標２ ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

○現状と課題

- ① ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、関係機関において、ギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援体制を整備する必要があります。
- ② ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、依存症専門医療機関の選定や医療従事者の養成、依存症専門医療機関と一般医療機関等との連携の強化を図る必要があります。
- ③ ギャンブル等依存症である者の円滑な社会復帰のため、自助グループ等と連携して支援するとともに、社会復帰に携わる支援者の理解を深める必要があります。
- ④ ギャンブル等依存症である者は、多重債務問題を抱えている場合が多いことから、多重債務相談窓口から適切な専門機関につなぐ体制を構築する必要があります。
- ⑤ ギャンブル等依存症問題に対する様々な取組について、より効果的に実施するためには、関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者における体制を整備する必要があります。

○課題に対する主な取組

- ① ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できる相談機関を設け、県民に広く周知を図るとともに、相談支援者の育成に取り組みます。
- ② ギャンブル等依存症を治療できる医療機関の更なる充実に努めるとともに、医療従事者に対する研修、医療連携の推進に取り組みます。
- ③ 自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症の回復支援に取り組むとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者に対して、依存症に関する知識の普及啓発に取り組みます。

- ④ 多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センター等の相談窓口の周知に努めるとともに、消費生活相談員等に対して研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者を適切な専門機関につなぐ体制を構築します。
- ⑤ 行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関による包括的な連携協力体制を構築するとともに、関係事業者においては、ギャンブル等依存症対策に関する継続的な従業員教育を実施することで、依存症対策の基盤整備を図ります。

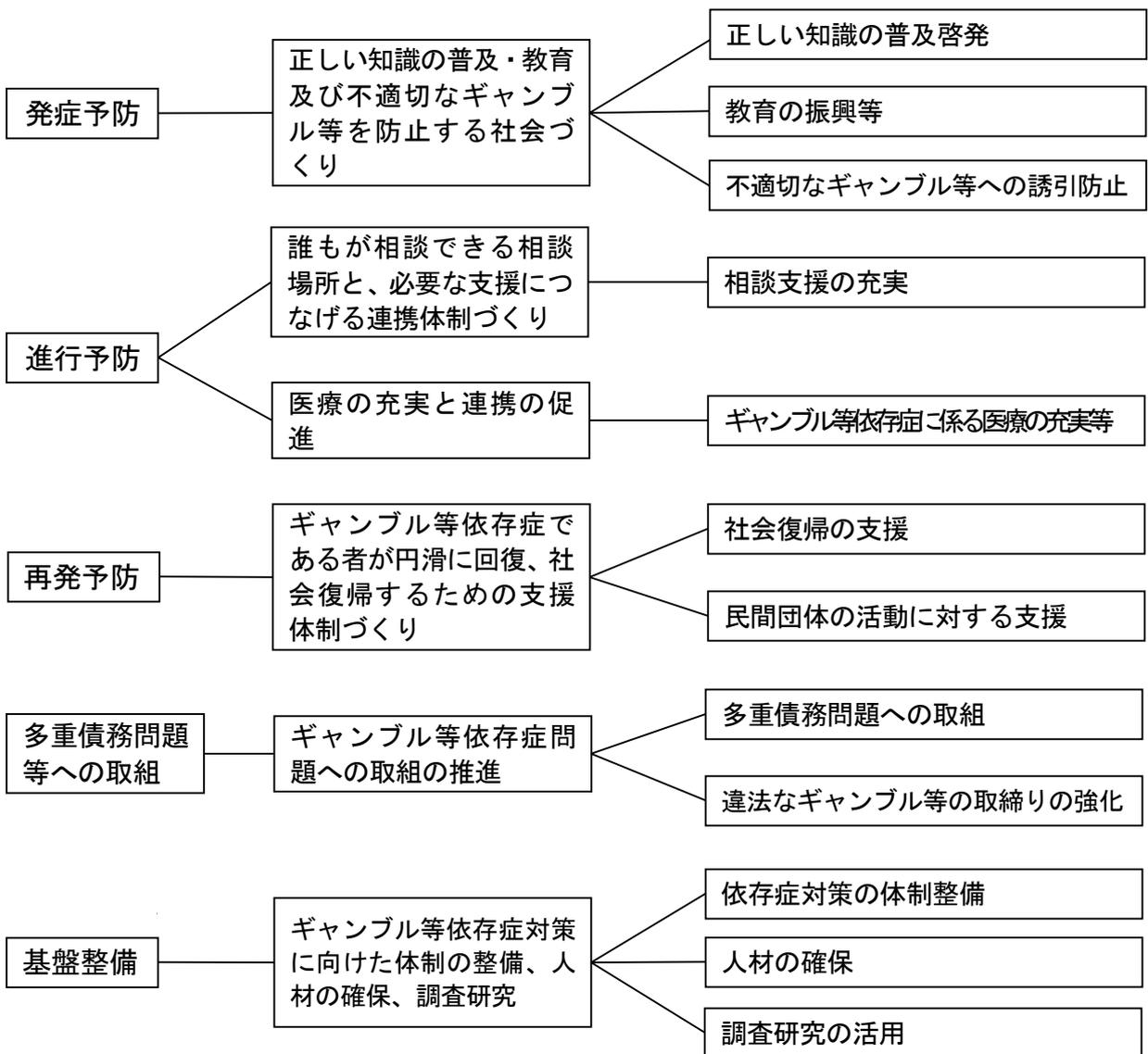
IV 計画の体系

- 重点目標**
- 1 ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防
 - 2 ギャンブル等依存症に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れの目ない支援体制の整備

《 対策 》

《 基本的な方向性 》

《 基本的施策 》



V 基本的施策

1 発症予防

(1) 正しい知識の普及啓発

ギャンブル等依存症が病気であることが県民に十分に理解されておらず、適切な医療や相談窓口につながりにくい状況があります。

また、病気に気付かず、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。

このことから、社会全体におけるギャンブル等依存症に関する正しい知識を積極的に普及啓発するため、以下の取組を実施します。

① 依存症の理解を深めるための普及啓発

- ・ ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識に関するリーフレット等を関係事業者及び保健所を始めとする相談窓口等に配布し、依存症の知識に関する普及啓発に継続的に取り組みます。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日から同月20日まで)を通じて、県、市町、関係事業者等が連携し、ギャンブル等にのめり込むリスクや依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)
- ・ 広く県民を対象とした講演会等の実施、県ホームページやSNS等のメディア活用による情報発信を通じ、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)

② 関係事業者による普及啓発

- ・ 関係事業者は、公営競技場やぱちんこ営業所内において、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起標語を記載したポスター等の掲示やリーフレット等の配布等、ギャンブル等依存症の発症予防につながる普及啓発に継続的に取り組みます。

③ 消費者向けの総合的な情報提供

- ・ 消費者庁が示している、ギャンブル等依存症に関する注意喚起・普及啓発リーフレット等を県内の消費生活センターに配架するとともに、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に取り組みます。(県民生活課)

- ・ 県ホームページを始めとした、多様な広報媒体を活用し情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。
(県民生活課)

④ 青少年等に対する普及啓発の推進

- ・ 新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題啓発週間や子供・若者育成支援強調月間（毎年11月）等において、リーフレット等の配布や情報発信を通じ、知識の普及に取り組みます。
(社会教育課)

(2) 教育の振興等

令和4年度から実施される新学習指導要領において、保健体育科の指導内容として、新たにギャンブル等依存症など依存症を含む精神疾患が取り上げられることとなりました。

しかし、学校教育においては、これまでギャンブル等依存症について直接的な指導がなされてこなかったため、実際に指導を行う教員への研修、学校において指導する上で参考となる資料の整備などにより、教員等の理解を深めていきます。

① ギャンブル等依存症に関する教員の理解の促進

- ・ 新学習指導要領に関する研修等を通じ、ギャンブル等依存症を含む精神疾患について、適切な指導を行うことができる教員の養成に努めます。
(健康体育課)

- ・ 学校においては、教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を活用して、ギャンブル等依存症を含む精神疾患について指導に当たります。
(健康体育課)

② 保護者等への普及啓発の推進

- ・ 保護者会、PTA 総会等で学校に保護者が来校する機会を捉えて、ギャンブル等にのめり込むリスク等について周知します。
(健康体育課)

(3) 不適切なギャンブル等への誘引防止

ギャンブル等への依存を防止するためには、関係事業者による広告・宣伝の在り方やアクセス制限など、依存を生じさせない環境づくりが重要となります。

射幸心をあおる内容の広告・宣伝を抑制するとともに、本人・家族申告によるアクセス制限の強化、20歳未満の者等による投票券の購入や利用の禁止等により、不適切なギャンブル等への誘引を防止するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝

- ・ 公営競技事業者は、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に基づき、投票券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いない等、射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
- ・ ぱちんこ営業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）に基づき、著しく射幸心をあおる内容にならない広告・宣伝を行います。
- ・ 風営適正化法第16条に基づき、ぱちんこ営業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝を行わないよう指導を行います。（生活保安課）

② 本人・家族申告によるアクセス制限の強化

- ・ 関係事業者において、ギャンブル等依存症発症のおそれがある者やその家族が利用をやめること等を望む場合に、その申告に基づいて行うアクセス制限に関する取組を引き続き行います。

③ 20歳未満の者等の利用の禁止等

- ・ 関係事業者は、公営競技場内及びぱちんこ営業所内において、場内アナウンス等による注意喚起、警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券の購入・利用の禁止、18歳未満の者による営業所内への立入及び遊技禁止の強化に取り組みます。

④ 営業所内における遊技機の設置に関する取組

- ・ ぱちんこ営業所における遊技機に関しては、出玉規制の強化等を内容とする改正規則^{*}の経過措置が終了する令和4年1月末までに、出玉規制が強化され、射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機への入替が全て行われるよう指導します。(生活保安課)

※改正規則とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。）のこと。

- ・ ぱちんこ営業者は、改正後の規則に適合した遊技機への入替を順次行います。

2 進行予防

(1) 相談支援の充実

ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であることから、関係機関において相談支援体制の充実を図るため、以下の取組を実施します。

① 相談支援体制の充実及び本人・家族への支援

- ・ 精神保健福祉センターや保健所等を中心として、ギャンブル等依存症である者及びその家族が気軽に相談できるように、ホームページ等を活用して県民に広く周知を図ります。 (障害福祉課)
- ・ 依存症に関する正しい知識を深めるため、広く県民を対象とした講演会等を実施し、家族がギャンブル等依存症に対する理解を深め、適切な支援窓口に円滑につながるよう支援を行います。 (障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症である者やその家族等に対しては、関係機関による相談会や自助グループによるミーティング等の活動につなぐなどの支援を行います。 (障害福祉課)

② 相談支援者の育成

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV等の防止のため、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。 (障害福祉課)
- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。 (障害福祉課)

③ 消費生活相談における的確な対応

- ・ 消費生活センターにおいて、引き続き多重債務相談を行うとともに、ギャンブル等依存症が関係すると疑われる場合は、適切な専門機関を紹介します。 (県民生活課)

- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる職員研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。(県民生活課)

④ 関係事業者による相談支援

- ・ 公営競技事業者は、各公営競技場内における窓口において相談対応するとともに、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、ギャンブル依存症予防回復支援センター等の周知を積極的に行い、依存症が疑われる場合は、適切な専門機関の紹介に努めます。
- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロードバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN[※])の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。

※リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)とは、パチンコ・パチスロの遊技に関する依存及び依存関連問題解決の支援を行うことを目的に設立された認定特定非営利活動法人であり、電話相談や相談員養成、啓発活動等を実施している。

(2) ギャンブル等依存症に係る医療の充実等

ギャンブル等依存症である者が治療を受けられる医療機関が限られることから、適切な医療を受けることができるよう、医療の充実や医療連携を推進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症に係る医療の充実

- ・ ギャンブル等依存症に係る医療の充実を図るため、依存症専門医療機関のさらなる選定に努めます。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、精神科医や看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。(障害福祉課)

② 医療連携の推進

- ・ 依存症治療拠点機関等を中心として、ギャンブル等を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修などを実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。 （障害福祉課）

3 再発予防

(1) 社会復帰の支援

地域における自助グループや回復施設と情報共有や必要な連携を行うとともに、生活困窮者支援、就労支援等の社会復帰に携わる者のギャンブル等依存症に対する理解を深めることで、ギャンブル等依存症である者の円滑な社会復帰を促進するため、以下の取組を実施します。

① ギャンブル等依存症からの回復支援

- ・ 精神保健福祉センターを中心に、自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等を含む依存症である者を対象とした、依存症からの回復のためのリカバリーミーティングを実施します。(障害福祉課)

- ・ 自助グループ等の民間団体と連携しながら、ギャンブル等依存症である者が、医療機関での受診後又は退院後において、医師の指導の下、社会復帰を視野に入れた支援（生活上の指導、地域社会資源の情報提供、民間団体との関係づくり等）を受けられる体制づくりを進めます。(障害福祉課)

② 生活困窮者等への支援

- ・ 生活困窮者自立支援事業を行う事業所、市町の生活保護担当部署に対する情報提供を行うとともに、同事業所や生活保護担当者が地域の連絡体制に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。(地域福祉課)

③ 就労支援者のギャンブル等依存症に関する知識の向上

- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。(障害福祉課)

(2) 民間団体の活動に対する支援

ギャンブル等にのめり込み、自分をコントロールできないのは、意思の弱さではなく病気の症状です。ギャンブル等依存症は、自分の意思でコントロール出来なくなる病気であるため、自己で回復することは困難とされています。専門の医療機関のほか、同じ目的を持った仲間の集まりである自助グループの回復支援は重要な役割を果たしていることから、これら民間団体の活動を広く周知し、支援していきます。

- ・ 自助グループが開催するミーティング等の活動場所の提供、医療機関や行政等の専門機関に関する情報提供、刊行物発行の費用援助等、活動に対する支援を実施し、民間団体の活動の促進を図ります。(障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症の回復支援における自助グループが果たす役割について、県民に広く周知します。(障害福祉課)

4 多重債務問題等への取組

(1) 多重債務問題への取組

ギャンブル等依存症である者は多重債務を抱える場合が多く、多重債務は貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、これらの問題を解決するため、以下の取組を実施します。

- ・ 多重債務問題を抱えている者に対して、消費生活センターや弁護士会、司法書士会等において相談に応じるとともに、ギャンブル等依存症に関する相談窓口の周知に努めます。(県民生活課)

(2) 違法なギャンブル等の取締り等の強化

警察においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進し、静岡県では近年は賭博事犯の件数は減少しています。直近5年間(平成27年度から令和元年度まで)の検挙数は0件です。引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、厳正な取締りを行います。

- ・ 警察においては、引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施します。(生活保安課)
- ・ 参議院内閣委員会における、ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項*も踏まえ、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。(生活保安課)

*ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項(参議院内閣委員会)

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

5 基盤整備

(1) 依存症対策の体制整備

ギャンブル等依存症対策をより効果的に実施するため、包括的な連携協力体制の構築及び関係事業者における体制整備により、依存症対策の基盤整備を図ります。

① 包括的な連携協力体制の構築

- ・ 静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において、行政、関係事業者、医療機関及び自助グループ等の関係機関の役割を整理し、相互の情報共有や協力により適切な相談や治療、回復支援までつなげる地域の連携体制を構築します。
(障害福祉課)

② 関係事業者における体制整備

- ・ 公営競技事業者においては、ギャンブル等依存症対策に対する責任ある従業員教育を継続的に実施していくとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないように、担当者に対する研修を充実させます。
- ・ ぱちんこ営業者は、各ぱちんこ営業所に「安心パチンコ・パチスロードバイザー」を配置し、パチンコ・パチスロ遊技への依存を心配する相談を受けた場合は、リカバリーサポート・ネットワーク (RSN) の相談窓口等を紹介するとともに、その周知を積極的に行います。【再掲】
- ・ 静岡県遊技業協同組合は、講習会を計画的に開催して「安心パチンコ・パチスロードバイザー」を育成し、ぱちんこ営業所への複数配置を推進します。

(2) 人材の確保

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、専門的な知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

- ・ ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、DV等の防止のため、市町、関係団体及び関係事業者等の相談支援者が、ギャンブル等依存症である者やその家族に対し、適切な指導を行い、早期治療につなげることができるよう、依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。
【再掲】 (障害福祉課)

- ・ 障害福祉サービス等に従事する相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の習得や対応方法等に関する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症に対する医療従事者の養成や医療の充実のため、精神科医や看護職、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等に対する研修を実施します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ 依存症治療拠点機関を中心として、ギャンブル等依存を含む依存症に関する取組の情報発信を行うことや、医療機関を対象とした研修などを実施することにより、一般医療機関やギャンブル等依存症の治療を実施していない精神科医療機関、産業医、民間団体等の関係機関との連携を強化します。【再掲】 (障害福祉課)
- ・ 消費生活相談員等に対し、ギャンブル等依存症問題や相談機関に関する知識・情報が得られる職員研修を実施することで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】 (県民生活課)
- ・ 生活困窮者自立支援事業を行う事業所、市町の生活保護担当部署に対する情報提供を行うとともに、同事業所や生活保護担当者が地域の連絡体制に適宜参画して情報共有を行うことで、ギャンブル等依存症である者等を適切な支援につなげる体制づくりに努めます。【再掲】 (地域福祉課)
- ・ ギャンブル等依存症である者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、公共職業安定所、地域若者サポートステーション、障害福祉サービス等に従事する支援者に対して、依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。【再掲】 (障害福祉課)

(3) 調査研究の活用

ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、国の実態調査等を活用し、本県における施策に反映させます。

- ・ 令和2年度に実施した本県におけるギャンブル等依存症に関するアンケート調査の結果分析のほか、国が実施する実態調査の結果を活用し、施策の充実を図ります。 (障害福祉課)

VI 推進体制等

1 関連施策との有機的な連携

本計画に基づく施策推進にあたっては、静岡県保健医療計画、静岡県健康増進計画及び静岡県アルコール健康障害対策推進計画に基づく施策との有機的な連携により取り組むこととします。

2 推進体制

ギャンブル等依存症対策の推進にあたっては、ギャンブル等依存症問題に関する施策との連携が図られるよう、庁内関係課室等と相互に必要な連絡・調整を行い、本計画の取組を推進します。

3 進行管理

計画の達成目標については、国が実施するギャンブル等依存症に関する実態調査[※]の結果を踏まえて、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において有効な指標を設定し、本計画の取組状況の見える化を図り、計画の実効性を最大限に確保します。

また、計画を着実に推進するため、目標の達成状況や施策の進捗状況については、同協議会において意見聴取を行い、適切に進行管理を行います。

計画に位置づけた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。

※厚生労働省補助事業において、令和2年度、国立病院機構久里浜医療センターにてギャンブル等依存症に関する全国実態調査（正式名称：「娯楽と健康に関する調査」）を実施している。

推進計画立案後記：「ギャンブル等依存症についての知識と情報の必要性」

ギャンブル等依存症は、経済的な問題を中心として様々な問題と直結している現状がある。

その多くが借金の表面化により、家族やその周囲の人々に初めて問題として認知される。

その際、借金への家族等の反応として、「借金は恥」「借金さえなくなれば」と世間体を優先するほか、本人に気づいてもらえるのではないかという期待を込め、早期の返済(肩代わり)といった対応が取られるのである。

ところが、家族の思いとは裏腹に、本人はギャンブルにのめり込んでいる時は状況判断の麻痺に陥っており、深刻化していく多重債務の陰には、キャッシングや高額な利息を取るいわゆる闇金からの借り入れまで手を広げていることがある。

さらには、手をつけてはならないお金に手をつける横領や着服、あるいは窃盗などの犯罪に手を染めるリスクが増大し、加えて家庭内においては、虐待・DV から離婚へと陥ってしまうのである。

ついには返すことが出来ない借金によって身動きが取れなくなり、家族や周囲との人間関係が破綻し、将来への希望を失うことにより、自殺へのリスクが高まるなどの問題も生じているのである。

ギャンブル等依存症のメカニズムは、他のアルコール・薬物依存症と同様であり、ストレスの解消の手段として、あるいは虚しさや満たされない心を埋めるために、ギャンブルをすることで一時的な気分の高揚や解放感を体験する。つまり、「自己治療」として行われ、脳内の神経伝達物質のドーパミン・β-エンドルフィンといわれる快楽物質の作用で快感や興奮を得ることにより、さらなる刺激を求め頻度が増加していく過程で依存が形成されるものである。そして、より一層の「刺激」を求めて進行していくのである。また、快楽物質をとまなわないPTSD(心的外傷後ストレス障害)のようなつらい体験が、依存の背景となっているケースもあると指摘する研究も存在する。

ここで重要なことは、ギャンブル等依存症は、適切な専門的介入と治療を受ければ、回復することができることである。しかし、犯罪にまで手を染めてしまうと、犯罪だけが取り上げられ、治療が必要である行為障害が理解されないまま、「罪に問われること」が優先して経過してしまうのである。

加えて、一般的にギャンブル等依存症は他の依存症と同様に、周囲からは「意思が弱い」「やりすぎるのが悪い」と言われ、自己責任が強調されて節度を持った行動を期待されるが、この依存症はアルコール依存症のように身体症状の出現などないことから、他の依存症と比べても病気や障害であるとの認識が薄いため、介入や治療が後手となってしまふ特徴を持つのである。

現在、予防啓発活動やギャンブル等依存症の正しい知識と情報の提供、依存症等の専門的な相談に応じることができる人材の育成や適切な相談窓口の充実などが早急に求められている。

今回の計画がギャンブル等依存症に悩む方に対する一助となり、世間一般の方にとっても依存症に対する理解に大きく貢献することを切に願うものである。

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 会長 長坂 和則

静岡福祉大学 社会福祉学部 教授

資料編

相談先一覧

1 依存症相談拠点

静岡県内の精神保健福祉センターでは、依存症相談拠点として、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する相談を受け付けています。御本人だけでなく、御家族からの相談も可能です。まずは電話にてお話を伺いますので、お気軽に御連絡ください。

(1) 静岡県内にお住まいの方（静岡市、浜松市を除く）

静岡県精神保健福祉センターにおいて、面接相談を県内3会場で実施しています。予約制となっており、下記の電話番号にて受け付けています。

相談機関	会場	所管区域	電話番号	受付時間
静岡県精神保健福祉センター	①県精神保健福祉センター (静岡市駿河区有明町 2-20)	静岡県内 (静岡市、浜松市を除く)	054-286-9245	平日 8:30~17:00
	②東部総合庁舎 (沼津市高島本町 1-3)			
	③中遠総合庁舎 (磐田市見付 3599-4)			

(2) 静岡市、浜松市にお住まいの方

面接相談を市内の精神保健福祉センターで実施しています。予約制となっており、下記の電話番号にて受け付けています。

相談機関	所管区域	電話番号	受付時間
静岡市こころの健康センター (静岡市葵区柚木 1014 番地)	静岡市	054-262-3011	平日 8:30~17:00
浜松市精神保健福祉センター (浜松市中区中央一丁目 12-1)	浜松市	053-457-2709	平日 8:30~17:15

2 依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関

静岡県内の依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関は以下のとおりです。受診を御希望の際には、各医療機関にお問い合わせください。

医療機関名	電話番号	受付時間
聖明病院	0545-36-0277	日曜日・祝日を除く 10:00~16:00
服部病院	0538-32-7121	日曜日・祝日を除く 8:30~17:00

3 保健所等

静岡県内の健康福祉センター（保健所）等では、依存症を含む精神保健福祉に関する相談を受け付けています。（受付時間 平日 8：30～17：15）

機 関 名	所管区域	電話番号
賀茂健康福祉センター	下田市・東伊豆町・ 河津町・南伊豆町・ 松崎町・西伊豆町	0558-24-2056
熱海健康福祉センター	熱海市・伊東市	0557-82-9117
東部健康福祉センター	沼津市・三島市・ 裾野市・伊豆の国市・ 函南町・清水町・ 長泉町	055-920-2087
修善寺支所	伊豆市	0558-72-2310
御殿場健康福祉センター	御殿場市・小山町	0550-82-1222
富士健康福祉センター	富士市・富士宮市	0545-65-2155
中部健康福祉センター	島田市・焼津市・ 藤枝市・川根本町	054-644-9281
榛原分庁舎	牧之原市・吉田町	0548-22-1151
西部健康福祉センター	磐田市・袋井市・ 森町	0538-37-2252
掛川支所	掛川市・菊川市・ 御前崎市	0537-22-3263
浜名分庁舎	湖西市	053-594-3661
静岡市保健所精神保健福祉課	静岡市	054-249-3174
浜松市障害保健福祉課	浜松市	053-457-2213

4 関係事業者

静岡県内の公営競技事業者は、競技開催日に相談窓口を設けています。静岡県遊技業協同組合においても、相談窓口を設けています。

また、事業者団体が設立した相談窓口においても、相談を受け付けています。

【県内関係事業者の相談先】

相談窓口	電話番号	受付時間
静岡競輪場	054-283-3200	開催日 10:30~16:00
伊東温泉競輪場	0557-37-4260	開催日 10:30~16:00
ボートレース浜名湖	053-594-7111	開催日 10:00~16:00
浜松オートレース場	053-471-0311	開催日 10:30~16:00
静岡県遊技業協同組合	0120-077-720	平日 9:00~16:30

【事業者団体が設立した相談窓口】

相談窓口	電話番号	受付時間
公営競技ギャンブル依存症 カウンセリングセンター	0120-321-153	平日 9:00~20:00
ギャンブル依存症予防回復支援 センター	0120-683-705	年中無休・24時間受付
リカバリーサポート・ネットワーク (RSN)	050-3541-6420	平日 10:00~21:30

5 自助グループ

ギャンブル等依存症に関する自助グループとして、静岡県内にはGA^{※1}や
ギヤマノン^{※2}があり、県内各地でミーティング等が行われています。

※1 GA (ギャンブラーズ・アノニマス)
ギャンブルからの回復を目指す人が集まる自助グループ

※2 ギヤマノン (GAM-ANON)
ギャンブルの問題の影響を受けた家族・友人のための自助グループ

グループ名	連絡先
GA (GA日本インフォメーションセンター)	ホームページ : http://www.gajapan.jp/ FAX 番号 : 050-3737-8704 メールアドレス : gajapan@rj9.so-net.ne.jp
ギヤマノン (一般社団法人ギヤマノン日本サービスオフィス)	ホームページ : http://www.gam-anon.jp/ 電話・FAX 番号 : 03-6659-4879 (受付時間 : 月曜日・木曜日 10:00-12:00 年末年始を除く・祝日も対応)

6 多重債務相談窓口

静岡県内には、様々な窓口で多重債務やクレジット、サラ金など、借金に関する相談を受け付けています。

【国の機関】

相談窓口	電話番号	受付時間
東海財務局多重債務相談窓口	052-951-1764	平日 9:00~12:00 13:00~17:00

【地方公共団体】

相談窓口	電話番号	受付時間等
消費者ホットライン	188	地方公共団体が設置する身近な消費生活相談窓口を御案内します。受付時間は相談窓口により異なります。
賀茂広域消費生活センター	0558-24-2299	平日 9:00~12:00 13:00~15:00
東部県民生活センター	055-952-2299	平日 9:00~16:00
中部県民生活センター	054-202-6006	
西部県民生活センター	053-452-2299	
静岡市消費生活センター	054-221-1056	平日 9:00~16:00
浜松市くらしのセンター	053-457-2025	平日 9:00~16:30

【法テラス】

相談窓口	電話番号	受付時間
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374	平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)
法テラス静岡	050-3383-5400 0570-078321	平日 9:00~17:00
法テラス沼津	050-3383-5405 0570-078322	
法テラス浜松	050-3383-5410 0570-078324	
法テラス下田法律事務所	050-3383-0024	

【専門機関】

相談窓口	電話番号	受付時間
(財)日本クレジットカウンセ リング協会（静岡相談室）	0570-031640	平日 10：00～12：40 14：00～16：40

【静岡県弁護士会（無料クレジット・サラ金問題相談）】

相談窓口	電話番号	受付時間
静岡支部	054-252-0008	平日 9：00～12：00 13：00～17：00
浜松支部	053-455-3009	
沼津支部	055-931-1848	

【静岡県司法書士会】

相談窓口	電話番号	受付時間
司法書士総合相談センター （無料電話相談）	054-289-3704	平日 14：00～17：00
司法書士総合相談センター （無料面談の予約）	054-289-3700	平日 9：00～17：00

【静岡県警察】

相談窓口	電話番号	受付時間
県警ふれあい相談室	054-254-9110 又はプッシュ回線 #9110 （一部のIP電話・光電話からは利用できません。）	24時間受付

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画に係るアンケート調査

アンケート調査の概要

1 調査目的	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するにあたり、本県におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握し、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会における協議の参考とするため、アンケート調査を実施した。																																						
2 調査期間	令和2年10月8日（木）から令和2年10月26日（月）まで																																						
3 調査対象	① 県内の精神科医療機関 （精神科病院、精神科のある病院、精神科クリニック） ② 関係事業者（公営競技事業者、遊技業協同組合） ③ 県内保健所、精神保健福祉センター ④ 県内消費生活センター（県民生活センター含む） ⑤ 県警生活保安課 ⑥ 県内のギャンブル等依存症の当事者（GA静岡グループ） ⑦ 県内のギャンブル等依存症の家族（ギャマノン静岡） ⑧ 県弁護士会、県司法書士会																																						
4 調査方法	調査票を郵送又はメール配布、郵送、メール及びFAXにて回収																																						
5 回答数	【回答数】計160 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">施設名</th> <th style="width: 15%;">調査対象数</th> <th style="width: 15%;">回答数</th> <th style="width: 30%;">回答率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 精神科医療機関</td> <td>148</td> <td>91</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>② 関係事業者</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>③ 保健所 精神保健福祉センター</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td>④ 消費生活センター</td> <td>31</td> <td>26</td> <td>84%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 県警生活保安課</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 当事者</td> <td>—</td> <td>17</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦ 家族</td> <td>—</td> <td>8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑧ 弁護士会、司法書士会</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※④消費生活センターとは、独立行政法人国民生活センターホームページ掲載の静岡県の消費生活センター数			施設名	調査対象数	回答数	回答率	① 精神科医療機関	148	91	61%	② 関係事業者	5	5	100%	③ 保健所 精神保健福祉センター	12	11	92%	④ 消費生活センター	31	26	84%	⑤ 県警生活保安課	1	1	100%	⑥ 当事者	—	17	—	⑦ 家族	—	8	—	⑧ 弁護士会、司法書士会	—	1	—
施設名	調査対象数	回答数	回答率																																				
① 精神科医療機関	148	91	61%																																				
② 関係事業者	5	5	100%																																				
③ 保健所 精神保健福祉センター	12	11	92%																																				
④ 消費生活センター	31	26	84%																																				
⑤ 県警生活保安課	1	1	100%																																				
⑥ 当事者	—	17	—																																				
⑦ 家族	—	8	—																																				
⑧ 弁護士会、司法書士会	—	1	—																																				
6 調査結果	別紙「ギャンブル等依存症に係るアンケート調査 調査結果 意見概要」のとおり																																						

ギャンブル等依存症に係るアンケート調査 調査結果 意見概要

1 医療機関 【調査対象】148 病院 【回答数】91 病院 【回答率】61%

ギャンブル等依存症に係る診療を実施するに当たっての課題

- ・ 専門医の不在
- ・ 人員、経験などが不足しており、専門のプログラムを実施することが難しい。
- ・ 医師、看護師、心理スタッフ、ソーシャルワーカーなどの教育ができない。
- ・ 自助グループにつながるものがよいが、地域にそのような組織がない所が多い。
- ・ ギャンブル等依存症について治療を受けるべきかどうかの基準が一般には殆ど知られていない。有効な啓蒙が必要と思われる。

○アンケートより見えてきた課題

- ・ 医療機関における人材育成
- ・ 自助グループの活動の周知啓発、医療機関とのつながり
- ・ ギャンブル等依存症に関する県民への普及啓発

2 関係事業者 【調査対象】5 機関 【回答数】5 機関 【回答率】100%

ギャンブル等依存症に係る相談支援を実施するに当たっての課題

- ・ ギャンブル等依存症相談窓口の対応実績がない。
- ・ ギャンブル等依存症に係る専門知識を持った職員がいない。相談を受けても専門機関（精神保健福祉センター等）につなぐのみとなる。
- ・ 依存症担当者が専属ではないため、通常業務との兼ね合いや現担当者が異動した場合の知識や経験の継承に不安

ギャンブル等依存症対策に係る体制整備（職員配置、人材育成）に当たっての課題

- ・ 依存症担当者が専属ではないため、通常業務との兼ね合いや現担当者が異動した場合の知識や経験の継承に不安
- ・ 利用者本人から相談はなく、利用者の生活実態も分からないため、ギャンブル等依存症である者であるかの判断が難しい。
- ・ 講習会未受講に対する受講要請

○アンケートより見えてきた課題

- ・ギャンブル等依存症担当者の研修
- ・利用者に対する依存症相談窓口の周知
- ・専門機関（医療機関、相談支援機関）との連携

3 保健所、精神保健福祉センター

【調査対象】12 機関 【回答数】11 機関 【回答率】92%

ギャンブル等依存症に係る相談を実施するに当たっての課題

- ・ギャンブル等依存症の方から相談があった際の対応の知識・スキルが不足している。
- ・スクリーニングや支援プログラムの技法がなく、相談が来ても傾聴するだけになる。
- ・自助グループとのネットワークが構築されていない。連携している適切なつなぎ場所がない。

○アンケートより見えてきた課題

- ・精神保健に関する相談を実施する支援者に対する研修の実施
- ・自助グループとのネットワークの構築

4 消費生活センター 【調査対象】31 機関 【回答数】26 機関 【回答率】84%

ギャンブル等を原因とした金銭トラブルに関する消費生活相談を実施するに当たっての課題

- ・ギャンブル等が原因で多重債務になってしまった人は、債務整理をしても、再びギャンブル等にのめり込んで借金をし、多重債務になるということを繰り返すことが多い。
- ・本人以外の方の相談である場合、家族は疲弊し、本人はギャンブル等をやめず、債務整理をする気がない。本人からは更に借金したいという要望が多く、借金をしないように正す助言が多い。
- ・精神疾患を抱えている相談者も多く、専門外のため対応に苦慮している。

○アンケートより見えてきた課題

- ・専門機関（医療機関、相談支援機関）や自助グループとの連携
- ・家族が相談できる機関へのつなぎ
- ・本人のギャンブル等の繰返しを断つこと

5 県警 【調査対象】 1機関 【回答数】 1機関 【回答率】 100%

風営法等の規則に基づく広告・宣伝や遊技機に関する指導をするに当たっての課題

- ・ 広告・宣伝の指導 「表現の自由」等との関係について
- ・ 遊技機の指導 台数が約12万5千台と膨大であること

違法賭博の取締りに当たっての課題

- ・ 潜在性が高い。
- ・ 摘発を逃れるため、短期間で移転する等している。

○アンケートより見えてきた課題

- ・ 風営法等の規則に基づく指導の継続
- ・ 違法賭博に対する厳格な取締り

6 当事者 【回答数】 17名

行政機関や医療機関等に期待すること

- ・ 当事者だけでは解決できない事が多いため、相談機関等を増やしてほしい。(家族等も含め。)
- ・ 依存症に対する社会の理解度が低く「だめな奴」との評価である。本人への治療と社会の啓蒙が必要であると思う。
- ・ GAの活動を知ってもらう取組が必要

○アンケートより見えてきた課題

- ・ 当事者や家族に対する相談支援機関の周知、相談支援機関の充実
- ・ ギャンブル等を含めた依存症に関する社会への普及啓発
- ・ GA等の自助グループの活動についての普及啓発

7 家族 【回答数】 8名

行政機関や医療機関等に期待すること

- ・ギャンブル等依存症は本人と共依存の問題である事をもっと周知すべき。依存症の方は病気である事をもっと大きく知らせるべき。

○アンケートより見えてきた課題

- ・ギャンブル等を含めた依存症に関する社会への普及啓発

8 司法 【回答数】 1機関

ギャンブル等を原因とした金銭トラブルに関する相談を実施するに当たっての課題

- ・ギャンブル等依存が原因で刑事事件の被疑者・被告人となってしまった者についての入口・出口支援

○アンケートより見えてきた課題

- ・ギャンブル等により罪を犯した者も含めた多重債務問題への取組
- ・専門機関（医療機関、相談支援機関）や自助グループへのつなぎ

法律第七十四号

ギャンブル等依存症対策基本法

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条)

第三章 基本的施策(第十四条—第二十三条)

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部(第二十四条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

(基本理念)

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依

存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。
(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。
(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。
(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。
(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基

本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を

深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。)、保健所、消費生活センター(消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。)及び日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。)における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合っその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立され

た法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成三〇年政令第二八五号で平成三〇年一〇月五日から施行)

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したP D C Aサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。
- 八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。

九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。

十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。

十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

右決議する。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な
取組の推進

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

広告宣伝の在り方	・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ぱちんこ] ・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
アクセス制限 施設内の取組	・本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターボート] ・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターボート] ・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ぱちんこ] ・自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ぱちんこ] ・18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ぱちんこ] ・施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
相談・治療に つなげる取組	・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ぱちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表] ・ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターボート]
依存症対策の 体制整備	・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターボート] ・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ぱちんこ] ・第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ぱちんこ]

II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

相談支援	・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] ・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁] ・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省] ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]
治療支援	・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]
民間団体支援	・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省] ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
社会復帰支援	・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省] ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]

III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

- ・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省]
- ・特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）[消費者庁]
- ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省]
- ・金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）[金融庁]
- ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省]

IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係

連携協力体制 の構築	・各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁] (専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画)（平成31年度～）
人材の確保	・医師臨床研修の見直し等 [厚労省]、医学部における教育の充実 [文科省]（平成31年度～） ・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省] ・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]

V 調査研究：基本法第22条関係

- ・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省]
- ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターボート]

VI 実態調査：基本法第23条関係

- ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省]
- ・国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁]
- ・相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ぱちんこ]
- ・ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省]

VII 多重債務問題等への取組

- ・貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁]
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁]

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月5日施行）及びギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定）を受け、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進することを目的として、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県のギャンブル等依存症対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) (1)の計画の進捗状況の評価に関すること。
- (3) その他ギャンブル等依存症対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織及び役員)

第3条 協議会は、ギャンブル等依存症に関連する団体の推薦を受けた者、学識経験者、行政機関（静岡県保健所長会を除く。）、教育委員会及び警察本部からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長をおき、会長は、委員の互選によって定める。
- 3 協議会の議長は、会長が行う。
- 4 協議会の副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。
- 5 議題の内容によっては委員を追加することができる。
- 6 県の関連行政機関は必要に応じて協議会に出席する。
- 7 協議会は、静岡県依存症対策連絡協議会のギャンブル等依存症部会に位置づける。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者支援局障害福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行する。

静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会委員

(敬称略、◎は会長)

区分	所属・役職	氏名
医療	医療法人十全会聖明病院 院長	古川 愛造
自 助	G A 静岡グループ	塚本 寿高
自 助	ギャンブル等依存症の家族の自助グループ	鈴木 伸夫
関係事業者	浜名湖競艇企業団総務課 課長	西山 雅章
関係事業者	静岡市財政局財政部公営競技事務所 次長	三浦 章由
関係事業者	浜松市産業部産業総務課 公営競技室長	池野 聡明
関係事業者	伊東市観光経済部公営競技事務所 主査	菊池 源之
関係事業者	静岡県遊技業協同組合 理事長	富田 直樹
学 識	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	◎長坂 和則
司 法	静岡県弁護士会	青柳 恵仁
司 法	静岡県司法書士会	小寺 敬二
行 政	静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課長	若月 伸隆
行 政	静岡県精神保健福祉センター 所長	内田 勝久
関係団体	熱海保健所長	伊藤 正仁
教 育	静岡県教育委員会健康体育課長	近藤 浩通
警 察	静岡県警察本部生活安全部生活保安課長	仁尾 武重

事務局 静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画策定経過

年 月 日	策 定 経 過	内 容
令和2年8月19日	第1回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 開催	会長選出、 計画原案の説明、協議
11月9日	第2回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 開催	計画案の説明、協議
12月2日	静岡県依存症対策連絡協議会 開催	計画案の説明、協議
12月28日 ～ 令和3年1月25日	パブリックコメント 実施	
2月9日	第3回静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会 開催	計画案の協議、決定
3月31日	静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画 公表	

富国 有徳の美しい “ふじのくに”



Shizuoka Prefecture

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画

**静岡県健康福祉部障害者支援局
障害福祉課精神保健福祉班**

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-2920

E-Mail seisin@pref.shizuoka.lg.jp